

経 済 産 業 省

20240603製第40号

令和6年6月7日

化学物質審議会

会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 齋藤 健

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に関する化学物質審議会  
への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、次について諮問する。

（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が6のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサノー１－スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものに係る法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の指定